

令和5年第6回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年6月9日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第6回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員15名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁 (欠席)	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦 (欠席)	12番 田中 睦美 (欠席)
13番 中嶋 文和 (欠席)	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員4名】

22番 永露 茂	27番 日野 裕子 (欠席)	34番 平田 美津子
35番 高良 悟	37番 上野 智実	

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について

- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 日野 清 宝
事務吏員 渡 辺 晃

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 家守 有理紗

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和5年第6回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。

審議に入ります前に、8番吉松繁、11番鳥巢良彦、12番 田中睦美、13番中嶋文和か
ら欠席の連絡があつていますので、よろしく願い致します。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員15名農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に14番坂田委員、15番永井委員を指名いたします。よろしく願いします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

5ページまで27件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から27番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

6ページをお開きください。次に、報告第2号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農
業用施設)」について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

なければ、以上で、報告番号1番は終わります。

7ページをお開き下さい。次に議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)」について」
を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課(家守) 挙手

議長 農業振興課。

農業振興課 (家守) 詳細について説明

利用権設定届出件数は651件、設定面積214ヘクタールです。設定筆数は、1439筆です。次のページに移ります。設定面積の内訳は、新規の設定は合計約48ha、更新分が合計約165haとなっています。続いて9ページに移ります、期間別の明細表になっています。今回もっとも設定が多かった設定期間が、5年間、次に多かったのが10年間となっています。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

議長 10ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の5番武井委員、21番内田委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (松尾) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の7番椿委員、30番星野委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (松尾) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の7番椿委員、30番星野委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (松尾) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の2番森部委員、34番平田委員を指名いたします。

次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。

- 事務局挙手
事務局。
（松尾）審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
- 議長
事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の2番森部委員、34番平田委員を指名いたします。
- 全委員
審議番号1番から5番を一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号1番から5番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 議長
賛成の挙手
賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
12ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
事務局。
（渡辺）朗読をもって説明。15ページまで12件ございます。
ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長
事務局の説明は終わりました。審議番号1番、2番については、関連があるので、一括審議とします。
それでは、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。
- 議長
1番挙手
1番徳田委員。
（徳田委員）審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、譲受人は既存農地の営農管理のため、奥さんと子供で畑をしていたが、道が、道路から入りにくいので、〇〇氏の農地と交換するということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長
担当委員の説明は終わりました。
- 議長
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長
なければ、審議番号1番、2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員
賛成の挙手
賛成多数と認め、審議番号1番、2番は許可といたします。
- 議長
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。
- 議長
6番挙手
6番委員。
（小島委員）審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は遺贈です。権利移転の理由は、譲受人は、祖父からの譲受、譲渡人は、孫への遺贈です。遺言がありまして、遺言執行者が、〇〇さんになっていきます。草水の方の2筆の土地もあるが、私がまとめて説明しています。
農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長
担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 (「ありません」)
 議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。7番樁委員。
 7番挙手
 議長 7番樁委員。
 7番 (樁委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は、農家でないため規模縮小、農地法第3条第2項には該当いたしません。
 ご審議方よろしくお願ひします。
 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
 次に、審議番号5番は、議長が担当委員になっているので、議長を林副会長と交代します。
 副会長 議長を交代しました。
 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
 19番挙手
 副会長 19番樋口委員。
 19番 (樋口委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。面積は33㎡です。これは、農地あつせんの方とて話があり、それに付属した農地で、あつせんの対象にならなかつたので、贈与という形になっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
 副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 副会長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 副会長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
 19番挙手
 副会長 19番樋口委員。
 19番 (樋口委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人は新規就農ということで、贈与を受けられています。譲受人の家ところに農地があります。この農地については、荒れていたが、譲受人がもらうということで、だいが整地をしております。自家野菜や果樹を栽培すると聞いています。新規就農の面談をしております問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
 副会長 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

- 副会長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
副会長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手
- 副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。この方は新規就農者で、農地を求められています。6月6日に新規就農面談を行っています。譲受人は、株式会社 ○○農園ということで、設立されています。
ある会社の子会社という形で、農地を取得して、米をつくって、そこに売るという形をとります。
農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 9番挙手
- 副会長 9番窪山委員。
(窪山委員) 作物はなんですか。株式会社ということですが、5反くらいで株式会社ですか。
19番 説明します。これは、○○さんが勤めてある会社が業務拡大で、農産物を扱うということで、○○さんは、この会社の社員であり、その子会社になった形で、業務拡大の一環として、米をつくる。○○農園と書いているが、その会社に出向した形です。
- 9番 (窪山委員) 何歳ですか。
19番 (樋口委員) 50歳くらい。○○印刷という会社がある。農産物をネット販売します。キッチンカーを使って営業をするので、米が必要になります。荷原地区の米がおいしいと言われているので、ここで、米をつくらせます。建前上、出資者は、○○印刷になる株式会社をつくっています。このひとが、米をつくります。
(「会社が新規就農者か、個人が新規就農者か。」と呼ぶ者あり)
- 19番 (樋口委員) 会社が新規就農者、○○農園が新規就農者。
(「独立した形での会社か。」と呼ぶ者あり)
- 19番 そうである。子会社ということで、独立した形である。○○印刷が出資して農地を求める。
(「米しかつからないのか。」と呼ぶ者あり)
- 19番 今のところ米をつくる。荷原の米はおいしいので、インターネットで米を売ります。
6番挙手
- 副会長 6番小島委員。
6番 (小島委員) 米をつくと簡単に言うが、乾燥して、脱穀して、精米する施設を持っているのですか。
19番 (樋口委員) 篠原さんは個人で、自分の農地も持っている。自分で米をつくり、出荷している。コンバインも持っている。自分で稲刈りから全部調製して出荷している。
6番 (小島委員) そういう施設もありますかと聞いています。
19番 (樋口委員) あります。
- 副会長 他に意見や質問はありますか。
(「ちょっといいですか。会社が新規就農者になって、個人で農地を買わせて、新規就農者でさせます。今後、このケースが出てきますか。」と呼ぶ者あり)
- 19番 (樋口委員) 可能性はある。○○農園名義で、農地を買って、代表者はこの人、出資は○○印刷からでていると思われます。業務拡大で、子会社をつくり、農業をします。

- 副会長 わかりましたか。
- 19番 (樋口委員) 適格法人になるのかな。
事務局挙手
- 副会長 事務局。
事務局 (川波) 今回新たに、立ち上げた法人の要件については、法人が農地を取得するためには、農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。今回、新規で立ち上げられる農業者であるので、今後の事業収入が農業が過半であるとか、役員の株の取得条件とその役員の農業就労の状況割合等、事前に資料提出し、今後の収益計画などを含め、農地所有適格法人として見込まれるということで新規就農面談や3条許可審議の流れになっています。皆様が懸念されている会社がどんどんつくられることはあるかもしれませんが。以前から、農地法の中で、農地所有適格法人の要件が決まっていたので、これまででも、しようと思えば出来たことではある。今後、新たに、法人が出てくることもあるかもしれません。委員の皆さんに新規就農面談で判断してもらい3条許可で審議してもらえばいいと考えています。
- 副会長 それでよろしいでしょうか。
(「新規就農を認める時の基本がある。5反くらいの米では該当しないのではないか。新規就農では、これくらいの経営をして下さいという一覧表がありました。」と呼ぶ者あり)
- 19番 (樋口委員) 新規就農で認めているものは、いろいろ計画をつくって補助などをもらえるが、このケースは、補助はもらえない。そういうものとちょっと違う。
(「収入や面積とか関係なしに、ちょっとでも農業すれば、新規就農者として認めることになりますか。ちょっとおかしくないですか。」と呼ぶ者あり。)
- 19番 新規就農を認める場合、補助をもらえる新規就農も現にある。新規就農の方は、月15万程度のお金がもらえるが、このケースは該当しない。普通の新規就農。
(「この人の場合は、5年間の計画書は、提出されていますか。」と呼ぶ者あり)
- 事務局 挙手
- 副会長 事務局。
事務局 (川波) 法人、個人にかかわらず、新規就農として、3条許可を得る予定の申請者には、今後3ヶ年の就農計画書をだしてもらい、収益予定計画や主な作物や作付面積、今後の研修等の技術指導受講予定を書いてもらった計画書を出してもらっています。
- 19番 (樋口委員) 審議番号6番の方も、3ヶ年の就農計画書を出してもらっています。
- 副会長 この説明でよろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- 副会長 他に質問や意見はありませんか。なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 副会長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
- 19番 挙手
- 副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人が以前から耕作をしている農地もあり、受贈し、耕作したい。譲渡人は、相続を受けたが、農業もしたことがないし、遠方に住んでいます。農業ができず、農地は不要であるので、譲受人は、親子であり、贈与しています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 副会長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

副会長 議長を樋口会長と交代します。

議長 議長を交代しました。

次に、審議番号9番について担当委員の説明を求めます。15番永井委員。

15番挙手

議長 15番永井委員。

15番 (永井委員) 審議番号9番について説明いたします。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。

権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は、相手方の要望です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について担当委員の説明を求めます。37番上野委員。

37番挙手

議長 37番上野委員。

37番 (上野委員) 審議番号10番について説明いたします。

吉松委員が欠席のため、私が説明します。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。

契約は売買、譲受人は新規就農ということで、譲渡人は規模縮小。農地法第3条第2項には

該当いたしません。補足として、譲受人は自家用野菜をつくりたい。ゆくゆくは、農地の北

側に住宅を買っているので、子供の関係で、今は引っ越ししていないが、時期が来たら引っ

越して営農したいとのことでした。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

次に、審議番号11番について担当委員の説明を求めます。3番井上委員。

3番挙手

3番井上委員。

3番 (井上委員) 審議番号11番について説明いたします。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。

譲受人は規模拡大。譲渡人は、相続したが管理できない。農地法第3条第2項には該当いたしません。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員の補足説明はありませんか。

審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

次に、審議番号12番について担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

議長
4番

4番末石委員。

(末石委員) 審議番号12番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は規模拡大です。

すぐ隣の土地を自分で探しました。譲渡人は規模縮小ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員の補足説明はありませんか。

審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時50分まで休憩します。

14時40分休憩

15時10分再開

議長

それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

16ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規程による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(川波) 議案朗読をもって説明。3件ございます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。

1番挙手

議長
1番

1番徳田委員。

(徳田委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、農地改良一時転用です。転用の理由は、柿の栽培のため地上げして営農の効率化を図るものです。農地法の運用については、806番2は農用地区域内にある農地。806番3は、市役所から1km以内で、宅地の面積の割合が40パーセント以上の区域にある農地に該当します。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「全部地上げするということか」と呼ぶものあり)

1番

(徳田委員) はい。

議長
全委員

他に、なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長 14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由につきましては、目的は倉庫兼車庫。理由は、国道322号東田交差点から甘木駅の方に行く途中になります。国道拡幅により現在の住宅の一部が収用されるため、新たな倉庫等の建築をするもの。参考事項については、倉庫兼車庫54㎡。農地法の運用については、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地(集落接続)に該当します。農地の区分は第1種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長

9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号3番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用目的は、集合住宅(4棟12戸)を建てるそうです。転用の理由として、申請地は住環境がよく、住宅化が進行しているため、集合住宅を整備するもの。第一種住居地域、農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当。下水は下水道があり、雨水はU字溝を通して、道路横に流すそうです。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

議 長

17ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。20ページまで8件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長

14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は自己用住宅。転用の理由としては、現在、借家住まいのため、父の農地を譲り受け、自己用住宅を建築。譲受人と譲渡人は親子で契約は贈与。参考事項は、居宅1棟87.56㎡。農地法の運用は、鉄道の駅(西鉄馬田駅)から500m以内の農地に該当致します。汚水は下水道。雨水は西側水路に接続、あとは自然流下、地上げをするそうです。水利員の承諾をもらっている。農地の区分は第2種農地です。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は露天資材置場。転用理由としては、災害復旧工事に伴う残土資材置き場を確保するため整備するもの。農地法の運用については、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地、その他の農地。契約は賃貸。始末書添付。審議方よろしくお願ひ致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局に聞きたいが、ここは以前からずっと申請が出ているが、一括でできないのか。

事務局

(川波) こちらの土地については、もともと農用地であって、除外されても議案書記載のとおり、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地であるので、第1種農地の適用を受ける農地です。第1種農地の転用に関する例外規定は、敷地の拡張でしかできません。この土地については、そのようになっています。現在ある土地の1/2まで土地は広げたが、事業拡張によって、それでも足りなくなり、それでは広げようとなっているものです。以上です。

これで、今回で、終了か。

議 長

9番

(窪山委員) これで終了。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

議 長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番

(窪山委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的、転用の理由は、審議番号2番と同様になる。審議方よろしくお願ひ致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

議 長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番椿委員。

9番

(窪山委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、自家用住宅です。転用の理由は、現在借家住まいだが、妻の実家が近く利便性がよいことから、自己用住宅を建築するもの。契約は売買。第一種住居地域。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当。下水は、下水道。雨水は、横の水路に流すそうです。審議方よろしくお願ひ致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。
 7番挙手

議 長 7番椿委員。
 7番 (椿委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅。転用の理由は、現在、実家住まいだが、手狭になってきたため自己用住宅を建築するもの。契約は使用貸借です。参考事項として、居宅1棟77.84㎡、一体に開発する宅地105.47㎡、始末書添付です。農地法の運用については、その他の農地に該当。下水については、下水道に接続。雨水は、枡をつくってそちらに流すそうです。農地の区分は、第2種農地です。審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

議 長 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。
 10番挙手

議 長 10番長野委員。
 10番 (長野委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。18ページから19ページにわたり、20筆、1.8ha、物流倉庫ということで、烏集院工業団地の北西側になるところです。6棟の倉庫、事務所と駐車場をつくることとなる。田主丸に出来ている●●●の品物をつくって、一部物流倉庫に仮置きして、流通させます。転用の理由は、物流倉庫として、インターチェンジが近いなど交通の便が良かったためです。そこを見つめました。買い付けされたのは、海運会社です。農地法の運用は、10ha以上の一団の団地に該当します。下水は合併浄化槽。雨水は、道路に隣接する側溝に流し込みます。あとは、自然流下だそうです。規模が大きくなっています。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 6番挙手

議 長 6番小島委員。
 6番 (小島委員) これだけ広い敷地であり、雨水処理はどのようになっているのか。
 調整池があるのではないかと。事務局答えて。

事務局 (川波) もともと、この土地からの排水は既設水路への流れ込みになっています。烏集院工業団地自体に調整池が設けられています。流末としては、既設水路に流れ込んだあとに、工業団地内の調整池に流れ込むようになっています。また、市の開発と県の開発など関わっているため、流量計算等を行い、整備がなされていると思います。ご心配されているかと思いますが、工業団地内の調整池に流れ込むようになっています。

6番 わかりました。

議 長 ほかにありませんか。

事務局 追加説明していいですか。

議 長 どうぞ。

- 事務局 (松尾) 今回の土地は、烏集院工業団地が第1工区、第2工区、第3工区となっています。第1、第2工区で、現在の形になっている。それが、平成13、15年に転用許可をとっています。今回の分は、烏集院工業団地の第3工区になっています。地主の承諾が得られないまま現在まで進み、現状農地として使われてきました。烏集院工業団地の調整池は、もともと、この第3工区のみまで、含めて整備をしています。現在の7400㎡の調整池、最大で18,000㎡の貯水量を引き受ける調整池になっている。今回分まで、工業団地の調整池はまかなっているということで、ご理解いただけたらと思います。よろしく願い致します。
- 議長 ほかにありませんか。このような大規模なものは、イメージが湧く図面が欲しい。みんな理解がしやすい。事務局に言っている。
- 6番 (小島委員) 倉庫だけということであるが、油があった場合は、水路に流れ込むようになるのではないかと。倉庫の場合は、濾過してながすようにしてもらわないと、下流の鯉が全滅したケースがあります。
- 事務局 議長、事務局です。
- 6番 (川波) 委員お尋ねの案件は、転用申請には、被害防除計画というのがあり、事務所とかの人的な雑排水とか、倉庫については、計画上記載がありません。
- 事務局 (小島委員) 倉庫は、リフトの油があります。
- 事務局 今回の案件につきましては、面積も広く、県の開発許可の案件になります。工業団地については、運送業者ほかにもいます。同じようなことになっています。一般的には、雨水の溜樹のところに油分の分離槽とか措置されると思われれます。県の開発の中まで聞いておりませんが、一般的にはそのような対策をとり、油が流れないような措置をしているもの理解している。
- 議長 質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。
- 議長 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。
- 議長 3番挙手
- 議長 3番井上委員。
- 3番 (井上委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天資材置き場、露天駐車場で、転用の理由は、事業拡張のため資材置き場が必要となったことから整備をするもの。契約は、売買です。大型駐車場。農地法の区分は、その他の農地。ご審議方よろしく願い致します。
- 議長 担当委員の説明はおわりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。
- 議長 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。
- 議長 4番挙手
- 議長 4番末石委員。
- 4番 (末石委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天資材置き場。この譲受人は土建業者です。現在、既存敷地2,106㎡があり、その横に、資材置き場を拡張します。この拡張計画は、確か

3回目になる。農地法の運用は、特定土地改良事業等の施行区域にある農地に該当します。用途区分は、農用地区域外、農地区分は、第1種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明はおわりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

議長 21ページをお開き下さい。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （松尾）事務局議案朗読をもって説明

審議番号1番から3番については、委員の皆様、あっせんで、売買を契約して頂きまして売買の間にはいつている推進機構から最終的な耕作者へ、売り渡すものです。

審議番号4、5番につきましては、あっせん売買が整いましたものの、売主から、推進機構への売り渡すものとなります。以上、1番から5番までの案件につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番から5番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号1番から5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

23ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明。2件ございます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。

7番挙手

議長 7番小島委員。

（椿委員）審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は、農用地区外農地、第2種農地、20年前から非住宅地課税をされております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明はおわりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

- 議 長 4番末石委員。
4番 (末石委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況については、農用地区域外農地です。第1種農地(集落接続)で、すぐそばに、住宅があります。この土地は60~70年前からずっと、倉庫が建っていましたが、倉庫を解体したのが20年くらい前です。課税状況は、非住宅地課税になっております。住宅課税ではなく倉庫などの課税になっているということです。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明はおわりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
24ページをお開き下さい。次に、議案第8番「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表の承認について」について、を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。
議 長 事務局の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
議 長 事務局。
議 長 事務局。
事務局 内容について、若干説明します。4月に令和5年度の目標をつくりました。同じく、昨年に令和4年度の目標をつくりました。その結果を今回まとめたものです。活動計画策定委員会の皆様には、先に見てもらいました。その時から若干変わったので、その説明をおこないます。25ページの一番下に、耕地面積、田3,480ha、畑1,400ha、合計4,880haとなっております。こちらが、4月につくった令和5年度の計画です。それから、策定委員会の皆さんに先に見てもらった数字は、4,900haの耕地面積になりました。5月の下旬に最新の耕地面積がでましたので、4,880haに修正させて頂きました。ご了承をお願い致します。次に27ページになります。(3)新規参入の促進の①現状及び課題のところ、令和4年度の新規参入者が少なくなっていることにつきましては、4月の令和5年度の活動計画を策定して頂いた際に、説明させて頂きましたが、新規就農者として数えていたものが、農業委員会で3条で新規就農される方、農業振興課で、認定新規就農者になれる方を、新規就農者として数えていましたが、農業振興課で数えておりました認定新規就農者が3年間分の数字であったということで、県の方から該当年1年の認定新規就農者数で数えてくださいということで、今回令和4年度を見てもらうと減った形になっています。令和2、3年度につきましても、修正した方がいいかと県に問い合わせましたところ、これは既に、インターネット等で公表しているので、修正せずに、令和4年度から、新しい数字で上げてもらえばいいと、県から意見を頂いているので、令和4年度の実績が低いように見えます。ご理解くださいますようお願い致します。事務局からは以上です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、本件は承認といたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 15:44)